

台風、大雨等における教育活動の中止判断基準

1 平常授業（定期試験を含む）

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前 5 時 00 分	波浪を除く警報が 2 つ以上（特別警報及び暴風にあつては 1 つ）、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合や、JR 等公共交通機関が上下線とも正常運転できない場合や通学路が危険な場合	休校または自宅待機

2 土曜、日曜、休日及び長期休業中の補習や教育活動

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前 5 時 00 分	波浪を除く警報が 2 つ以上（特別警報及び暴風にあつては 1 つ）、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合	休講

3-1 部活動（朝から活動）

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前 5 時 00 分	波浪を除く警報が 2 つ以上（特別警報及び暴風にあつては 1 つ）、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合	休み

3-2 部活動（午後から活動）

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前 10 時 30 分	波浪を除く警報が 2 つ以上（特別警報及び暴風にあつては 1 つ）、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合	休み

※ 警報の種類・・・大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮

- (注) ①居住地や通学地域が上記状況にある場合は、登校を控え安全確保に努めること。
②判断する時刻に上記状況になくとも、台風の接近など、その後の上記状況となることが明らかである場合も、登校を控えること。
③対応状況をクラッシィで配信するので、確認を行うこと。
④外部機関が実施する事業は、外部機関によるが、上記基準を原則とした対応をとること。